

未来へつながる地域づくり協創支援事業

(事業開始年度：令和5年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

市町村と地域住民等が一体となって取り組む持続的で発展性のある地域活性化に向けた「仕組みづくり」を支援する。

2 事業実施主体：市町村

3 対象事業等及び補助率等

(1) スタートアップ支援型（単年度）

地域づくり計画の策定、体制づくり、先進地視察等について支援

補助上限額：ソフト事業 150 万円、ハード事業対象外

補助対象：全市町村

補助率：2/3以内（財政力指数に応じた調整係数を乗じる。）

(2) 地域価値創造型（最長3ヶ年度）

地域の特性や優位性を生かした地域づくりについて支援

補助上限額：（一般枠）1,000 万円（ソフト・ハード事業対象）

（重点推進枠※1）1,500 万円（ " " ）

補助対象：全市町村

補助率：（一般枠）2/3以内（財政力指数に応じた調整係数を乗じる。）

（重点推進枠※1）3/4以内（ " " ）

(3) 広域活力創造型（最長3ヶ年度）

複数の市町村間で連携して取り組む地域づくりについて支援

補助上限額：（一般枠）2,500 万円（ソフト・ハード事業対象）

（重点推進枠※1）3,000 万円（ " " ）

補助対象：全市町村

補助率：（一般枠）1/2以内

（重点推進枠※1）2/3以内

(※2) 1/2→2/3以内
2/3→3/4以内

※1 重点推進枠：県が重点的に推進する関係人口の創出やデジタル技術の活用に資する事業であり、従来の取組を深化・発展させたものを対象に補助率を嵩上げて支援

※2：全域が中山間地域で市町村との連携の場合は補助率を嵩上げて支援

4 採択事例

令和6年度 7事業

スタートアップ支援：日南市関係人口創出事業（日南市）

日向市地場産品の魅力発信事業（日向市）

地域価値創造型：産学連携による高鍋町魅力発信事業（高鍋町）

高原町産学官民連携事業（高原町）

広域活力創造型：霧島ジオパークにおける広域連携事業

（都城市・小林市・えびの市・高原町）

デジタルの力で「人々の暮らしと共に舞い続けられてきた神楽」を後世へつ

なぐ（西都市、木城町、西米良村）

北きりしま広域観光推進協議会事業（小林市・えびの市・高原町）

令和5年度 1事業

スタートアップ支援：ワーカーズコレクティブ調査事業（延岡市）

5 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課（地域総合調整担当）

電話：26-7035（内線：2221、2222、2229）

地域づくりサポートマネージャー派遣助成事業

(事業開始年度：令和7年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

市町村が実行性や継続性の高い地域づくりを行うために、豊富なノウハウや知見を有する人材（地域づくりサポートマネージャー）の伴走支援を受ける際の費用の一部を支援する。

2 事業実施主体

市町村

3 対象事業及び補助対象経費等

(1) 対象事業

市町村が、地域の住民や団体と一体となって、地域資源を活用した観光の振興やビジネスの創出、関係人口の創出を図るための取組のうち、地域づくりサポートマネージャーの支援を受けて行う事業

(2) 補助対象経費

地域づくりサポートマネージャーの派遣に要する謝金及び旅費（職員の旅費は除く。）

(3) 補助率

10分の10以内

(4) 補助上限額

400万円

※ 謝金及び旅費は、派遣1回当たり合わせて40万円を上限とする。

4 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課（地域総合調整担当）

電話：26-7035（内線：2221、2222、2229）

地域の力で実現する持続可能な中山間地域づくり推進事業 (「宮崎ひなた生活圏づくり」地域ワークショップ開催支援)

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

人口減少下においても、日常生活に必要なサービスや機能を維持・確保し、住み慣れた地域に将来にわたって安心して住み続けるための仕組みづくり(「宮崎ひなた生活圏づくり」)の取組として、住民の内発的議論や地域運営組織の形成等に向けた取組を促進するため、ワークショップを活用し、地域住民による地域課題の共有や、その解決に向けた取組事項の合意形成を支援する。

2 事業実施主体

県

3 対象事業等

「ひなたまちづくり応援シート」を活用し、地域住民における将来の人口見通しや地域の課題等を話し合うワークショップを開催(県内3地域)

① 開催日数等

5回程度/地域

② 対象者

主に地域住民

4 県内事例

令和2年度：三股町梶山小学校区、椎葉村小崎地区

令和3年度：串間市市木地区、えびの市真幸地区、川南町多賀地区

令和4年度：小林市三松地区、門川町三ヶ瀬地区

令和5年度：都城市中郷地区、木城町石河内地区

令和6年度：高原町後川内地区、高千穂町中川登地区

5 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課(中山間・特定地域振興担当)

電話：26-7036(内線：2225)

地域の力で実現する持続可能な中山間地域づくり推進事業 (「宮崎ひなた生活圏づくり」地域課題解決等支援事業補助金)

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業者との話し合いの下に実施する、人口減少抑制や生活に必要な機能やサービスの維持・確保に資する取組を支援する。

2 事業実施主体

- ① 地域住民により構成される任意団体
- ② 公民館、自治会等の地縁的組織
- ③ NPO法人、公益社団法人、一般社団法人
- ④ 民間事業者
- ⑤ その他知事が補助対象事業者として適当と認める団体

3 対象事業等

人口減少抑制や生活に必要な機能やサービスの維持・確保に資する、以下に例示する事業で、補助金事業終了後も自立的・継続的な活動が見込まれるもの。

(1) 生活支援関係

- ① 移動支援（コミュニティバスの運行、送迎サービス）
- ② 家事支援（清掃、庭の手入れ）
- ③ 弁当配達・配食サービス
- ④ 買い物支援（配達・地域商店の運営、移動販売）
- ⑤ 交流拠点の設置（高齢者、多世代）

(2) 生活機能の維持

- ① 地域商店の運営
- ② ガソリンスタンドの運営
- ③ 空き家や里山の維持・管理

(3) 高齢者福祉

- ① 高齢者の声かけ・見守り
- ② 高齢者交流サービス

4 補助率

(1) 地域課題検討支援事業

市町村が事業実施主体に補助する経費の1/2以内（補助対象経費の上限：50万円）

(2) 地域課題解決支援事業

市町村が事業実施主体に補助する経費の2/3以内（補助対象経費の上限：500万円）

5 県内事例

都城市：空き店舗等を改修し、地域の核となる交流拠点を整備

西都市：地域住民がボランティアにより、高齢者等の移動支援を行う仕組みを整備

西米良村：商店機能継承のため店舗整備、備品を購入

高千穂町：地域住民の交流拠点の機能を強化するため施設を一部改修

6 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課（中山間・特定地域振興担当）

電話：26-7036（内線：2225）

特定地域づくり事業協同組合設立準備支援事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

県内における特定地域づくり事業協同組合の設立を促進するため、特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた準備に取り組む市町村等を支援する。

2 事業実施主体

(1) 市町村

(2) 市町村を補助し、又は市町村と協働して組合設立に向けた取組を進める組織で、市町村が補助又は委託して実施することが効率的と認められる団体

- ① 地域住民により構成される任意団体
- ② 公民館、自治会等の地縁的組織
- ③ NPO 法人、公益社団法人、一般社団法人
- ④ 民間事業者
- ⑤ その他知事が補助対象事業者として適当と認める団体

3 対象事業等

実施主体が組合設立に向けて実施する、以下に例示するもので、本事業終了後も組合設立に向けた検討が継続的に見込まれるもの。ただし、経常的な人件費・維持管理費等は対象外。

- (1) 域内事業者等への組合制度に係る説明会の開催
- (2) 先進地視察
- (3) 専門家を招へいしての意見交換
- (4) 組合制度の周知・啓発のための広報資料作成
- (5) 域内の労働需要を把握するための調査
- (6) その他組合設立に向けて必要となる取組

4 補助額

1 件あたり 100 万円以内

5 県内事例

令和4年度：日南市、諸塚村、椎葉村

令和5年度：延岡市、都農町、五ヶ瀬町

令和6年度：高原町、五ヶ瀬町

6 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課（中山間・特定地域振興担当）

電話：26-7036（内線：2226）

中山間地域移動スーパー等導入支援事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

人口減少が進む中山間地域においては、既存の商店の撤退等により、いわゆる「買い物弱者」が急速に増加していることから、中山間地域において移動スーパー等による買い物支援に取り組む事業者等に対して支援を行う。

2 事業実施主体

県内の中山間地域において生鮮三品（鮮魚、青果及び精肉をいう。以下同じ。）、加工品、生活必需品等を販売する移動スーパー事業又はよろず屋型事業を行う法人若しくは個人事業主又はそれらと連携して移動スーパー事業等を行う者

※ 移動スーパー（移動スーパー事業）

あらかじめ設定された販売ルート及び時間において、生鮮三品、加工品、生活必需品等を販売する移動販売車（特定の販売品目のみの販売、特定の住宅又は施設のみ訪問して行う販売並びに商品のみを配達するものを除く。）

※ 地域のよろず屋（よろず屋型事業）

店舗の新規開業又は多角化若しくは規模の拡大を行う地域の商店（買い物や家事代行等のサービスを提供する（大手フランチャイズ店の類を除く。）店舗を含む。）

3 対象事業等

① 車両購入・改造費

移動スーパー事業に用いる車両の新規購入及び必要な改造に係る経費（既存車両を移動販売車に改造する際に要する費用を含む。）

② 工事費

よろず屋型事業に必要となる内・外装工事費に要する経費

③ 備品購入費

移動スーパー事業又はよろず屋型事業のために必要となる冷蔵庫等の電子機器等の備品の購入に係る経費（①及び②に係るものを除く。既存の物品を移動販売用に修繕・改造する際に要する費用を含む。）

④ 広報費

移動スーパー事業又はよろず屋型事業を実施するに当たり必要となる、利用希望調査、販売開始の周知等に係る経費

⑤ その他知事が必要と認める経費

4 補助額

市町村が実施主体に対し補助する額の3分の2以内又は100万円のいずれか低い額かつ、対象経費の合計額の3分の1以内

5 県内事例

令和2年度：5件（延岡市・門川町、延岡市、串間市、西都市、国富町）

令和3年度：4件（宮崎市（木花・青島）、小林市、串間市、えびの市）

令和4年度：3件（串間市、五ヶ瀬町、椎葉村）

令和6年度：4件（綾町、日南市、串間市、延岡市）

6 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課（中山間・特定地域振興担当）

電話：26-7036（内線：2225）

集落活動支援・交流促進事業（中山間盛り上げ隊）

（事業開始年度：平成 21 年度）

— 県 —

1 事業の目的・概要

中山間地域でボランティア活動を行う「中山間盛り上げ隊」を組織し、中山間地域の集落及び市町村等（以下「集落等」）からの依頼に応じて、集落等の行う各種活動の支援及び中山間地域の住民と都市住民の交流を促進する。

2 対象となる活動の例

- ・集落道の草刈り、用水路の清掃等の環境保全活動
- ・山水利用の集落における水源地の管理
- ・農作業のお手伝い（集落で共有、共同管理を行っている集落に限る）
- ・植栽、下刈り等の森林保全活動
- ・鳥獣害防除ネットの設置等の鳥獣害対策
- ・伝統芸能の実施サポート
- ・集落の祭り又は地域行事の運営サポート
- ・特産品加工施設等での手伝い、PR活動 等

※ 集落や地域を超えた市町村や商工会が主催する大規模なイベント、個人的なお手伝いなどは原則、中山間盛り上げ隊員の派遣対象外

3 派遣までの流れ

① 活動の掲載依頼（集落）

遅くとも活動日の2週間前までに

② 参加隊員の募集（県）

活動内容を集落活動応援マッチングサイト（下記4参照）へ掲載し、登録隊員へ参加を呼びかけ

③ 参加者名簿の送付

隊員から参加申込があった場合は、当日の参加者名簿を集落の担当者へメール等で送付（活動の約1週間前）

④ 活動日当日

集落の主導のもと、参加隊員と活動

4 集落活動応援マッチングサイト

<https://moriagetai.pref.miyazaki.lg.jp/>

5 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課（中山間・特定地域振興担当）

電話：26－7036（内線：2226）

【 地域振興 】

ローカル 10,000 プロジェクト

(事業開始年度：平成 25 年度)

－ 総務省地域力創造グループ地域政策課 －

- 1 事業の目的・概要
産学金官の連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスの立ち上げを支援
- 2 事業実施主体・・・地方自治体
- 3 対象事業及び補助率等

政策名	ローカル 10,000 (国庫補助事業)	ローカル 10,000 (地方単独事業)	スタートアップ支援
目的	地方公共団体が地域の金融機関等と連携しながら、民間事業者等による新規事業の立ち上げを支援することにより、地域経済循環を創造	ローカル 10,000 に準ずる地方単独事業の創業等に要する経費について特別交付税措置を講じ、地域資源を活用した全国各地での創業等を拡大	地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する起業・新規事業の支援を行う市町村が実施する、事業立ち上げの各段階での支援
補助率	1/2	0.5 (措置率)	0.8 (措置率)
国・地方負担割合	【原則】国 1/2、地方 1/2 ●条件不利地域 財政力 0.25 以上 ：国 2/3、地方 1/3 財政力 0.25 未満 ：国 3/4、地方 1/4 ●重点支援事業 脱炭素：国 3/4、地方 1/4 デジタル技術 ：国 9/10、地方 1/10 女性・若者 ：国 3/4、地方 1/4	—	—
上限額	2,500 万円 (融資/公費 1～1.5) 3,500 万円 (融資/公費 1.5～2.0) 5,000 万円 (融資額/公費 2.0～)	1,500 万円 (融資/公費 1～) 800 万円 (融資/公費 0/5～1.0) 200 万円 (融資/公費 ～0.5)	—
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費、研究調査費	施設整備費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費等	事業立ち上げの推進に係る経費のうち、市町村が負担する経費
要件	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④モデル性 ⑤地域金融機関等による融資	①地域密着型 ②地域課題への対応 ③新規性 ④融資又は民間クラウドファンディング等 ⑤地方自治体における有識者の審査等	創業支援等事業計画の策定が必要

- 4 県所管課
総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当) 電話：26-7035 (内線：2229)

外部人材の活用に関する事業（総務省関係）

— 総務省地域力創造グループ地域自立応援課 —

1 各事業の概要

事業名	地域人材ネット (地域力創造アドバイザー)	地域プロジェクト マネージャー
概要	市町村が、地域力創造のための外部専門家（「地域人材ネット」登録者、通称「地域力創造アドバイザー」）を招へいして行う、地域独自の魅力や価値を向上させる取組に対して、特別交付税措置を講じる。	地域プロジェクトマネージャーを任用して地域活性化に取り組む地方自治体に対して、特別交付税措置を行うほか、地域プロジェクトマネージャーに対する研修機会の提供等を行う。
補助対象	三大都市圏外の市町村	外部人材が、三大都市圏内又は三大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動した場合（地域おこし協力隊と同様）
上限額	<ul style="list-style-type: none"> ●算定対象：市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へいし、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合 ●算定上限 民間専門家等活用：（590万円／年） 先進自治体職員（組織）活用：（240万円／年） ●算定期間：最大3年 	<ul style="list-style-type: none"> ●算定上限額 年間680万円/人 ●派遣（算定）期間：上限3年 ●受入上限：1市町村あたり2名まで
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家の旅費、宿泊費、報償費 ・外部専門家の所属する組織に対する委託費 ・地域課題を解決するために開催するワークショップ等にかかる印刷費、車両・会場借上費 等 	地域プロジェクトマネージャーの報償費等

2 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課（地域総合調整担当）

電話：26-7035（内線：2229）

地域活性化起業人

— 総務省地域力創造グループ地域自立応援課 —

1 事業の概要

	起業派遣型	副業型	シニア型
概要	地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、そのノウハウや知見を活かして行う地域活性化の取組に対し、特別交付税措置を講じる。		
派遣方式	地方公共団体と企業の協定締結に基づく企業から社員を派遣する方式	地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく副業の方式	
補助対象	三大都市圏外の市町村		
要件	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>企業</u>と地方自治体が協定を締結 ●受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体と企業に所属する社員または所属していた<u>個人</u>が契約を締結 ●勤務日数・時間 ：月4日以上かつ月20時間以上 ●受入自治体における滞在日数は月1日以上 	
補助率上限額	<ul style="list-style-type: none"> ① 受入れの期間前に要する経費 (上限100万円/団体、措置率0.5) ② 受入れの期間中に要する経費 (上限590万円/人) ③ 発案・提案した事業に要する経費 (上限100万円/人、措置率0.5) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 受入れの期間前に要する経費 (上限100万円/団体、措置率0.5) ② 受入れの期間中に要する経費 (報償費等 上限100万円/人 +旅費上限100万円/人 (合計の上限200万円/人)) ③ 発案・提案した事業に要する経費 (上限100万円/人、措置率0.5) 	
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①起業人の受入れの期間前に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・招へいするための募集・PR経費 ・派遣元企業との協定締結のための経費 ・派遣意向企業や起業人になろうとする者等の現地視察を実施するために必要となるバス、会場等の使用料 ②受入れ期間中に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣元企業への負担金、起業人への報酬費等 ・起業人が研修を受講するために必要となる旅費、負担金 ③起業人の提案した事業に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント、調査研究事業に要した旅費・謝金(報償費)、賃借料、ワークショップ等に係る経費 		
活動例	観光振興、自治体・地域社会DX、地域産品の開発等		
県内事例(R6)	日向市：ソフトバンク(株)、パーソルビジネスプロセスデザイン(株)、近畿日本ツーリスト(株) 高原町：Glocal Government Reationz(株) ティーコム(株) 国富町：(同)DMM.com 新富町：(株)エー・アール・シー 都農町：(株)ぐるなび	高鍋町：(同)アंकアンドパートナー、(同)EngineMake、(特非)エコリテラシー協会	※R7新設のためなし

2 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課(地域総合調整担当) 電話：26-7035(内線：2229)

移住・定住・交流推進支援事業

(事業開始年度：平成 24 年度)

— (一財) 地域活性化センター —

1 事業の目的・概要

(一財) 地域活性化センターが、(一財) 全国市町村振興協会の助成金等を財源に、地方が都市住民等を受け入れる移住や定住の推進、交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化することを目的として、市町村等、またはNPO、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等が、自主的・主体的に実施する移住・定住・交流を推進する事業に対する支援を行う。

2 事業実施主体

- (1) 市町村
- (2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

3 対象事業等

- (1) 助成対象事業は、次の基準に適合するもの
 - ・助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。
なお、計画策定のみに係る事業については対象外とする。
 - ・助成終了後の事業展望が明確であり、持続性・発展性のある事業と認められるものであること。
 - ・他に国の補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 助成対象事業具体例 ※以下の例が助成対象となる全てではない。
 - ・移住促進に向けて地域住民と協力して行う事業
 - ・都市等の他地域の住民と協力して行う事業
 - ・古民家や空き家等を利活用し、移住・交流を促進する事業
 - ・移住希望者等の相談窓口の充実を図る事業

4 補助率等

- (1) 助成率・・・100%以下
- (2) 助成額上限・・・200 万円

5 県内事例

H30 川南町：川南町「食の空間」整備事業
椎葉村：秘境の移住・交流を図る

R 元 川南町：ご当地パン「トロンパン」開発による交流人口増加事業

R 4 椎葉村：e スポーツが繋ぐ新たな関係人口創出事業
都城市：関係人口拡大ワーケーションモニター事業

R 6 新富町：新富町台湾総合交流促進事業

6 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)
電話：26-7035 (内線：2229)

地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業

(事業開始年度：平成 27 年度)

— (一財) 地域活性化センター —

1 事業の目的・概要

(一財) 地域活性化センターが、(一財) 全国市町村振興協会の助成金等を財源に、「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対して支援を行う。

2 事業実施主体

- (1) 市町村
- (2) 広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会

3 対象事業等

(1) 助成対象事業

将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業とし、次の基準に適合するものとする。

- ①助成対象団体、または地域団体等が自主的・主体的に実施するもの
- ②事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されるもの
- ③他に国の補助金の交付を受けていないこと

(2) 助成対象経費

助成対象団体が実施する事業費、または事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費

4 助成額等

(1) 助成率

100%以下

(2) 助成上限額

- ア 地域創生伴走型応援事業・・・1件につき 150 万円
- イ 地域経済循環分析事業・・・1件につき 200 万円
- ウ 一般事業・・・・・・・・・・・・1件につき 150 万円

5 県内事例

- R 3 高千穂町：観光マーケットを使った新たな農業振興モデル開発事業
五ヶ瀬町：E C Oでつながる地域づくり
- R 4 五ヶ瀬町：持続可能な集落構築に向けたコミュニティ形成事業
- R 5 新富町：新富町輸出等販路拡大活性化事業

6 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課（地域総合調整担当）
電話：26-7035（内線：2229）

地方創生アドバイザー事業

(事業開始年度：平成3年度)

— (一財) 地域活性化センター —

1 事業の目的・概要

(一財) 地域活性化センターが、地域社会の活性化を図ることを目的として、地方創生に向けて適切な助言を行う各分野の専門家(アドバイザー)を招聘し、自主的・主体的・継続的に地域づくり活動に取り組む事業に対する支援を行う。

2 事業実施主体

- (1) 市町村
- (2) 広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会

3 対象事業等

地域活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性があるもの。

アドバイザーを招聘し助言を受ける研修等、以下を例示とする。

- (1) 地域の総合的な振興に関する事業
- (2) 地域経済の振興に関する事業
- (3) 地域文化の振興に関する事業
- (4) 情報化対策に関する事業
- (5) その他の事業

4 助成対象事業の具体例

- (1) 市町村基本構想・基本計画、広域市町村圏計画等の策定、広域市町村の連携推進、市町村合併地域の総合診断、市民活動支援等
- (2) 観光資源の整備、特産品開発、商店街の活性化、コミュニティビジネス等
- (3) イベントの実施、文化施設の整備等
- (4) ICT活用による情報発信等
- (5) 健康増進・福祉計画の策定、国際交流、環境エネルギー対策、過疎地域対策、第3セクター施設の管理・運営等

5 補助額

助成限度額は1件につき20万円で、補助率は100%以下とし、アドバイザーを招聘するために要する経費として、以下を助成する。

- (1) 謝金：アドバイザー1人1回について10万円を上限とする実費分
ただし、招聘する人数や招聘する回数は問わない。
- (2) 交通費：日当及びグリーン料金等を除く実費分
- (3) 宿泊費：アドバイザー1人1泊につき13,300円を上限とする実費分1事業700万円以内(補助対象事業に係る契約金額の2/3以内)

【補助対象経費】

- ・外部専門家の活用に関する経費
- ・その他の経費(その他の委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費等に係る経費(消費税及び地方消費税を含む))

6 県内事例

H22 小林市：住民と行政との協働によるまちづくり

串間市：都井岬観光ガイド養成

H23 新富町：るびーモール商店街等の活性化

H24 高原町：定住対策による地域活性化

H29 川南街：1%戦略・地元にと仕事を取り戻す

7 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課(地域総合調整担当)

電話：26-7035(内線：2229)

地域再生マネージャー事業

(事業開始年度：平成 20 年度)

－ (一財) 地域総合整備財 (ふるさと財団) －

1 事業の目的・概要

地域再生に取り組む市町村等に対して、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部の専門家を活用する費用の一部を支援することで、当該地域の段階・実情に応じた地域再生の取組を促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与しようとするもの。

2 事業実施主体

市町村

3 対象事業等

(1) 外部専門家短期派遣事業

地域活性化に取り組もうとする市町村に対して、財団から外部専門家を派遣し必要な助言等を行うもの。原則として、財団が全額負担する。

外部専門家は、現地調査を行い、地域課題の抽出及び課題解決に向けた方向性の提言を行う。

① 市町村が単独で実施：2泊3日で現地調査と提言を行う。

② 複数市町村が共同で実施：

隣接する市町村の場合は2泊3日で現地調査を行い、後日オンラインで提言を行う。隣接しない市町村の場合は、それぞれの市町村で1泊2日の現地調査を行い、後日オンラインで提言を行う。

(2) ふるさと再生事業

地域再生に取り組む市町村等が、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する場合に、財団がその費用の一部を助成するもの。

外部専門家は、地域住民主体による持続可能な実施体制の構築、地域資源等を活用したビジネス創出への助言・指導及び事業の具体的なマネジメントを行う。

① 市町村が単独で実施：助成率 2/3 以内、助成額 700 万円以内

② 複数市町村が共同で実施：助成額 2/3 以内、助成額 1,000 万円以内

(3) まちなか再生事業

市町村等がまちなかにおいて生じている居住者・来訪者の減少、空き家・空き店舗の増加、街としての賑わいの喪失、魅力・探究心の低下等の課題に取り組むため、具体的・実務的ノウハウを有する外部専門家に業務を委託する場合にその費用の一部を助成するもの。

外部専門家は、まちなかの維持保全・環境改善、インバウンド需要の活用を含む地域資源のプロモーション、それらの担い手たるコミュニティの再生・人材の育成・組織の設立等に向けた活動等、事業全体の総合的な企画、調整、統制等を行う。

① 市町村が単独で実施：助成率 2/3 以内、助成額 700 万円以内

② 複数市町村が共同で実施：助成額 2/3 以内、助成額 1,000 万円以内

4 県内事例

(1) 外部専門家短期派遣事業

R 5 木城町：関係人口の拡大をはかるべく「中之又神楽」と地場産品こんにやくなどの地域資源の磨き上げについて

R 6 西米良村：持続可能な村づくり

(2) ふるさと再生事業

R 6 木城町：中之又地区再生事業

6 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)

電話：26-7035 (内線：2229)

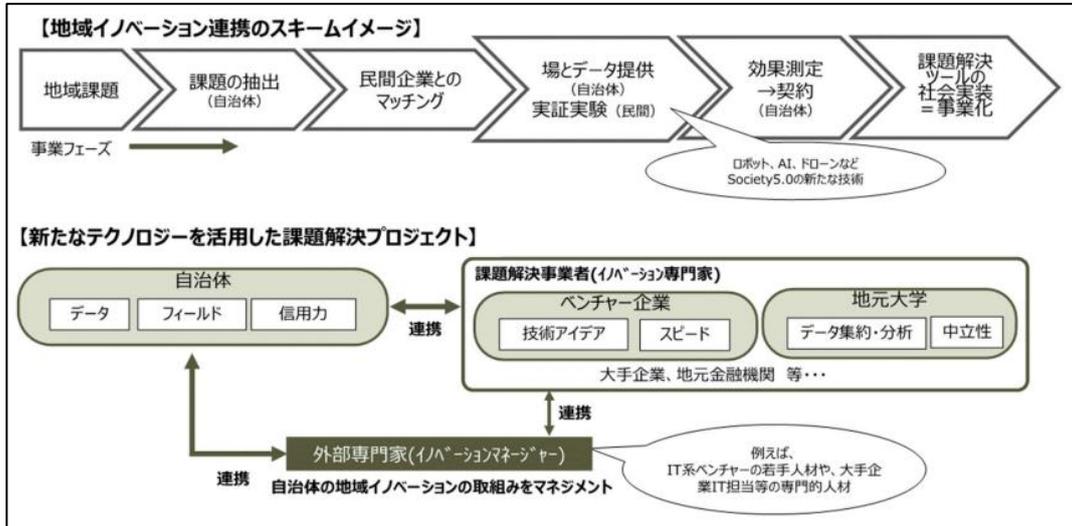
地域イノベーション連携モデル事業

(事業開始年度：平成 20 年度)

－ (一財) 地域総合整備財 (ふるさと財団) －

1 事業の目的・概要

Society5.0 の様々な可能性を活用する地域を実現するため、地域イノベーション連携についてモデルとなる市町村によるケーススタディを行い、成果を全国に発信するとともに、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与しようとするもの。



2 事業実施主体・・・市町村

3 対象事業等

本事業では、モデル事業を公募し、採択された市町村が外部専門家と委託契約する費用の一部を補助。「地域イノベーション連携研究会」を組織し、モデル市町村の取組みをもとに地域イノベーションの推進方策について報告書として取りまとめ、全国の自治体へ発信する。

対象事業は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- ①市町村が外部専門家を活用して地域イノベーション連携を実施するもの。
- ②市町村または代表団体が外部専門家または外部専門家が所属する法人と業務の委託契約を締結するもの。
- ③他の市町村における地域イノベーション連携のモデルとなり得るもの。
- ④当該事業に係る補助金等を国、独立行政法人又は他の公益法人等から受けないものであること。

4 助成対象事業の具体例 (他県の採択事例)

- ・デジタル地域通貨を活用した住民参画型地域づくりプロジェクト (課題解決に取り組む村民が支援村民から資金調達する仕組み) の実証実験
- ・町のデジタルインフラや施設を活用した高齢者向けメタバースプラットフォームの構築とエイジテック (高齢者×テクノロジー) 技術による地域課題解決
- ・市街地、離島・中山間地域の多様な地域課題を DX で解決をめざす地域イノベーション連携モデルの構築

5 補助額

1 事業 700 万円以内 (補助対象事業に係る契約金額の 2/3 以内)

【補助対象経費】

- ・外部専門家の活用に関する経費
- ・その他の経費 (その他の委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費等に係る経費 (消費税及び地方消費税を含む))

6 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)

電話：26-7035 (内線：2229)

地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）

（事業開始年度：平成2年度）

－（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）－

1 事業の目的・概要

地域振興に資する民間事業活動を支援し、活力と魅力ある地域づくり活動を推進するため、金融機関等と共同して、民間事業者等が行う設備投資に対して無利子貸付を行う。

2 事業実施主体…民間事業者等（法人に限る。）

3 対象事業等

（1）貸付対象事業

地域振興に資するあらゆる分野の民間事業で、以下の要件をすべて満たすもの

○公益性、事業採算性の観点から実施されること

○事業の営業開始に伴い、事業地域内において以下の新たな雇用の確保が見込まれること

・都道府県、指定都市から融資を受ける場合…5人以上

・市町村から融資を受ける場合…1人以上

（2）貸付条件

		通常地域	過疎地域 (みなし過疎地域を 含む)・離島地域等	定住自立圏・連携中 枢都市圏地域等	市町村が認定する「地 域脱炭素化促進事業」・ (株)脱炭素化支援機 構が行う民間事業
指 定 都 道 府 県	融資比率	50%	60%	60%	60%
	融資限度額	80億円	96億円	120億円	120億円
	雇用	5人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上			1人以上
市 所 の 村 他	融資比率	50%	60%	60%	60%
	融資限度額	20億円	24億円	30億円	30億円
	雇用	1人以上			

（3）貸付団体に対する財政支援措置

貸付に係る資金調達は地方債の発行が認められ、その地方債利子の75%が地方交付税措置

4 貸付対象費用

- ・設備の取得等に係る費用
- ・試験研究開発費等当該設備の取得に伴い必要となる付随費用

5 融資条件

- ・貸付利率：無利子
- ・融資（償還）期間：5年以上20年以内
- ・融資対象期間：後期が複数年度にわたる事業については、そのうち連続する4年以内
- ・償還方法：元金均等半年賦償還
- ・担保：民間金融機関の連帯保証が必要

6 県内事例

H30 県：航空機部品製造工場建設事業（融資額…30億円）

R元 日向市：貨物船建造事業（融資額…7億6千万円）

R4 宮崎市：長距離フェリー新船建造事業（融資額…5億円）

7 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課（地域総合調整担当）

電話：26-7035（内線：2229）

活力ある地域づくり助成事業（コミュニティ助成事業）事業

（事業開始年度：平成9年度）

— （一財）自治総合センター —

1 事業の目的・概要

（一財）自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業で、地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業について支援する。

2 事業実施主体

- （1）市町村
- （2）広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等

3 対象事業等

- （1）地域資源活用
地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する、特色あるソフト事業
- （2）広域連携推進
複数の助成対象団体が共同して、広域的な連携を目的として実施するソフト事業

4 助成対象事業の具体例

- （1）地域資源活用
 - ・自然や地理的特性を活用することで、人々が地域の価値や環境保全の意義を再認識し、アピールすることを目的とした事業
 - ・地域のならわしや言い伝えなど地域の文化を掘り下げることで、地域の独自性をより広くPRすることを目的とした事業
 - ・既存施設を再活用し、文化振興や住民交流の拠点とするため実施される事業 等
- （2）広域連携推進
 - ・既存の行政区域を越えた連携により行政サービス等を効果的に展開する事業
 - ・広域的な地域アイデンティティの推進や地域ブランドの創造に向けた事業 等

5 助成額上限・・・200万円

6 助成対象経費

実施に係る事業費、企画立案費、消耗品費等

（ただし、食糧費のうちの事務担当者等による懇親会・反省会にかかる経費、報償費のうちの賞金、旅費のうちの事前視察等にかかる経費、長期間に渡って恒常的に発生する光熱水費は対象外）

7 県内事例

- H26 小林市：「てなんど」～小林市地域資源発掘・発信プロジェクト～
西都市：平助地区商店街街路灯化事業
- H27 都城市：都城市中央通り1・2・3・4・5番街イルミネーション事業
諸塚村：諸塚村協創の森づくり事業
- H28 えびの市：えびの“ゆしたまらん”百景プロジェクト事業
- H29 宮崎市：青島ビタミンプロジェクト開催事業
美郷町：「中小屋天文台」施設を活用した地いいの魅力創造・発信事業
- H30 日之影町：日之影商店街街路灯LED化事業
R元 木城町：日本酒プロジェクトPR事業

8 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課（地域総合調整担当） 電話：26-7035（内線：2229）

シンポジウム助成事業

(事業開始年度：平成 22 年度)

— (一財) 自治総合センター —

1 事業の目的・概要

(一財) 自治総合センターが、シンポジウムの事業を実施する者に助成を行うことにより、活気に満ちた地域社会づくりの推進を図る。

2 事業実施主体

都道府県、市町村

3 対象事業等

○地方公共団体が企画するシンポジウム

パネルディスカッション (必須)、基調講演、事例発表、展示会等

○地域住民等広く一般の者が参加できる任意のテーマ

○国の補助金の交付を受けない事業

助成金の交付決定があった年度に完了するもの

4 助成対象経費の具体例

- ・パネリスト等謝金 (1,000 千円を上限)
- ・旅費交通費
- ・食糧費 (レセプション・懇親会・反省会等経費は対象外)
- ・会場設営費、会場借上料
- ・ポスター、チラシ、プログラム、看板、横断幕等の制作費
- ・広告費 (新聞掲載費、掲示費等)
- ・保険料 (催事保険料等)
- ・委託料 (事業全般を一括して業者に委託する場合は対象外)

5 補助額

1 事業につき 3,000 千円を限度

6 県内事例

H28 宮崎市：太陽と緑の大地ガーデンシティみやざきを目指して

H29 宮崎市：Karada Good Miyazaki シンポジウム

H30 延岡市：祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録1周年記念シンポジウム

R 1 小林市：第1回全国和牛サミット

R 2 こども政策課：未来みやざき子育て県民運動10周年事業
ファザーリング全国フォーラム in みやざき

R 4 宮崎市：蓮ヶ池史跡公園開園30周年記念シンポジウムみんなで蓮ヶ池の未来を考える

R 5 都城市：中山間地域振興×デジタル化推進シンポジウム

R 6 高鍋町：高鍋町歴史シンポジウム・嚶鳴フォーラム in 高鍋 2024・
第32回石井十次顕彰のつどい

7 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)

電話：26-7035 (内線：2229)

宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業 (移住・定住促進支援事業補助金)

(事業開始年度：平成 27 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

移住及び定住等の促進による地域の活性化を図るため、市町村の主体的な取組を支援する。

2 事業実施主体

市町村

3 対象事業等

① 都市部でのPR・相談会開催事業

都市住民等と受入側の市町村との出会いの場として、都市部において開催する移住等のPR・相談会を開催する事業

② お試し滞在実施事業

移住等に関心のある都市住民等に、県内で生活してもらう体験滞在を実施する事業

③ 空き家等利活用促進事業

空き家等情報バンク制度の運営、個人の空き家改修等への市町村補助及び市町村がサブリースを実施するために行う空き家の改修又は市町村が移住促進を目的として行う遊休施設等の改修に対して支援する事業

④ 移住サポーター等設置事業

移住者が地域に溶け込みやすい受け入れ体制づくりや、移住希望者に地域の案内を行う移住サポーターを設置する事業

⑤ 交流会イベント等実施事業

県内における、交流会イベント等（県内在住者向けにオンラインで実施するものを含む）の実施を通じて、移住者が地域との関わりを深める事業

4 補助率等

事業の種類	区分※	補助率	補助限度額
①都市部でのPR・相談会開催事業	ソフト事業	全域が中山間地域である市町村 (ただし財政力指数0.4未満) 補助対象経費の3分の2以内	補助限度額 1,500千円 (①～⑤の事業の総額)
②お試し滞在実施事業	ソフト事業		
③空き家等利活用促進事業	ソフト事業	その他の市町村 補助対象経費の2分の1以内	③の事業において個人の 空き家改修に対する 市町村補助 1戸当たり800千円
	ハード事業		
④移住サポーター等設置事業	ソフト事業	③の事業において、市町村がサブリースする空き家や市町村有遊休施設を対象とするもの 補助対象経費の3分の1以内	
⑤交流会イベント等実施事業	ソフト事業		

※ソフト事業：賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料及び補助金等

※ハード事業：補助金、委託料及び工事請負費等

5 県内事例

令和6年度採択：24市町村

(宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)

6 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課 (移住・定住推進担当)

電話：26-7922 (内線：2228)

移住支援金事業

(事業開始年度：令和元年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

県内における移住・定住の促進及び地域における人材不足の解消を図るため、市町村が実施する移住支援金支給事業を支援する。

2 事業実施主体

市町村

3 対象事業等

一定の要件（三大都市圏等（※）に5年以上居住し、5年以上通勤している者等）に該当する三大都市圏等から県内市町村への移住者のうち、以下に掲げる就業等を行う者に対し、移住支援金（世帯100万円、単身者最大60万円）を支給する事業。一部の市町村においては世帯での移住者に対して18歳未満の世帯員一人につき最大100万円加算。

※三大都市圏等…東京圏、名古屋圏、大阪圏、福岡県

- ① 都道府県が運営するマッチングサイト「ふるさと宮崎人材バンク」等に移住支援金の対象として掲載された求人により就業した者
- ② プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者
- ③ 自己の意思によりテレワークを行う者
- ④ 市町村が認める関係人口に該当する者
- ⑤ 「女性・若者応援！起業チャレンジ支援事業」により起業支援金の交付決定を受けた者
- ⑥ 農林漁業や福祉等の人材確保支援策を活用して自営又は個人経営事業所に就業した者
- ⑦ 市町村長が、地域コミュニティの維持に必要であると認めた起業者
- ⑧ 地域経済の活性化やコミュニティの維持に資する事業承継を行う者

4 補助率等

補助額は定額

- ・単身での移住の場合 1件当たり45万円を上限
- ・2人以上の世帯での移住の場合 1件当たり75万円
- ・世帯での移住の場合で、市町村が帯同する18歳未満の世帯員に加算する場合加算する額の4分の3（1人当たり75万円を上限）

5 県内事例

令和6年度採択：18市町村

（宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、諸塚村、高千穂町）

6 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課（移住・定住推進担当）

電話：26-7922（内線：6232）

若者U I Jターン促進事業

(事業開始年度：令和7年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

都市部で早期離職・転職するいわゆる第2新卒者の若者（29歳以下）を対象に、県内における移住・定住の促進及び地域における人材不足の解消を図るため、市町村が実施する若者応援給付金支給事業を支援する。

2 事業実施主体

市町村

3 対象事業等

一定の要件（三大都市圏等（※1）に1年以上居住し、1年以上通勤している若者（※2））に該当する三大都市圏等から県内市町村への移住者のうち、以下に掲げる就業等を行う者に対し、若者応援給付金（単身者30万円）を支給する事業。

移住支援金の対象とならない非正規や有期雇用の就業も対象。

※1：三大都市圏等…東京圏、名古屋圏、大阪圏、福岡圏

※2：若者…県内への転入時において、29歳以下である者。

（転入した年度の3月末までに30歳となる者を含む。）

- ① 県のマッチングサイト「ふるさと宮崎人材バンク」に掲載された求人（移住支援金対象外の求人を含む）により就業した者
- ② 農林漁業や福祉等の人材確保支援策を活用して自営又は個人経営事業所に就業した者
- ③ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者
- ④ 市町村長が、地域の担い手の確保に資すると認めた事業所に就業した者
- ⑤ 「女性・若者応援！起業チャレンジ支援事業」により起業支援金の交付決定を受けた者
- ⑥ 市町村長が、地域コミュニティの維持に必要であると認めた起業者
- ⑦ 地域経済の活性化やコミュニティの維持に資する事業承継を行う者

4 補助率等

1件当たり定額22万5千円

5 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課（移住・定住推進担当）

電話：26-7922（内線：6232）

新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)

※移住・起業・就業型及びプロフェッショナル人材事業型を除く

(事業開始年度: 令和7年度)

— 内閣府地方創生推進事務局 —

1 事業の目的・概要

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援する。

2 事業実施主体

県・市町村

広域連合・一部事務組合等

3 対象事業等

(1) 対象事業の類型

ソフト事業	観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援
拠点整備事業	観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援
インフラ整備事業	ソフト事業又は拠点整備事業と組み合わせて実施されるインフラの整備を支援

(2) 対象事業分野

事業分野(大項目)	事業分野(詳細)
農林水産(しごと創生)	農林水産品の輸出拡大等の農林水産分野
観光振興(しごと創生)	観光振興(DMO)等の観光分野
ローカルイノベーション(しごと創生)	ITを活用した中堅・中小企業の生産性向上、新規事業化、対日投資促進等のローカルイノベーション分野
地方への人の流れ	① 生涯活躍のまち分野 ② 移住促進・地方創生人材の確保・育成等の人材分野
働き方改革	① 若者雇用対策 ② ワークライフバランスの実現等
まちづくり	① 小さな拠点分野 ② コンパクト・プラス・ネットワークの推進、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、防災等のまちづくり分野 ③ 日常生活に不可欠なサービスの持続可能な提供等

4 財政措置(ソフト事業・拠点整備事業のみ記載)

交付対象事業経費の2分の1

(地方負担分に係る交付税措置等の地方財政措置あり)

5 県所管課

総務部 市町村課(財政・地方債担当)

電話: 26-7022(内線: 2158)

地域活性化事業債

(事業開始年度：平成 14 年度)

— 総務省自治財政局地方債課 —

1 事業の目的・概要

地域の経済循環の創造に資する事業、活力ある経済・生活圏の形成のための連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想の推進に資する事業等地域の活性化のための基盤整備事業を対象とする。

2 事業実施主体

県・市町村

3 対象事業等

(1) 地域経済循環の創造

自然、景観、文化、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術 (ICT) 等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体 (産学金官) の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備

(2) 人材力の活性化

地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備

(3) 地域の歴史文化資産の活用

個性的で誇りに満ちた地域社会の形成に資する地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備

(4) 一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保

少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備

(5) 連携中枢都市圏構想の推進

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及びその連携市町村の当該ビジョンに明確に位置づけられている「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備

(6) 定住自立圏構想の推進

定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等であって、圏域全体の都市機能・生活機能を確保するために真に必要なものの整備

(7) 合併の円滑化

市町村の合併の特例に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) の下で平成 22 年 4 月 1 日以降に合併した市町村等が行う事業であって、合併市町村基本計画に基づき実施する合併の円滑化のために必要不可欠な庁舎等の統合・改修等並びに電算システム及び防災行政無線等の統合整備

4 財政措置

地域活性化事業債の適用を協議 (充当率：90%)

※元利償還金の 30% に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入

5 県所管課

総務部 市町村課 (財政・地方債担当)

電話：26-7846 (内線：2157)

市町村地域づくり支援資金貸付事業

(事業開始年度：平成 25 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

防災・減災・国土強靱化、人口減対策など、市町村が当面する課題の解決に取り組む事業及び県が毎年度示す重点施策に市町村が積極的に取り組む事業に対して、無利子資金を貸し付け、重点的に支援を行う。

2 事業実施主体

市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）

3 対象事業等

原則として、地方財政法第 5 条の規定に基づく経費であり、かつ地域づくり支援資金以外の地方債の貸付を受けない次の（１）から（３）の区分に該当する事業

- (1) 防災・減災・国土強靱化事業
- (2) 人口減対策事業
- (3) 県の重点施策を推進する事業

4 貸付条件

- (1) 利 子 無利子
- (2) 貸付限度額 1 件当たり原則 1 億円を上限
- (3) 償 還 期 間 10 年以内（据置なし）
- (4) 償 還 方 法 半年賦均等償還
- (5) 貸 付 日 原則 3 月 31 日（緊急を要する場合には弾力的に対応）
- (6) 充 当 率 各団体の財政力指数に応じて以下のとおりとする。

区 分	貸付充当率
財政力指数が県内市町村平均を超える団体	80%
財政力指数が県内市町村平均以下で、県を超える団体	90%
財政力指数が県以下の団体	100%

5 県内事例

平成 27 年度	10 団体	24 件	令和 2 年度	12 団体	23 件
平成 28 年度	12 団体	25 件	令和 3 年度	10 団体	24 件
平成 29 年度	7 団体	17 件	令和 4 年度	9 団体	18 件
平成 30 年度	11 団体	23 件	令和 5 年度	11 団体	20 件
令和元年度	8 団体	24 件	令和 6 年度	10 団体	18 件

6 県所管課

総務部 市町村課（財政・地方債担当）
電話：26-7022（内線：2158）

共生の地域づくり助成事業（コミュニティ助成事業）

（事業開始年度：平成 12 年度）

— （一財）自治総合センター —

1 事業の目的・概要

（一財）自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

2 事業実施主体

市町村

3 対象事業等

地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業

4 助成額

- ・ハード事業 1,000 万円が上限
 - ・ソフト事業 500 万円が上限
- （いずれも 10 万円未満切り捨て）

5 県内事例

近年の事業採択実績

令和 2 年度 高千穂町（コミュニティセンターのバリアフリー化工事）

令和 3 年度 高千穂町（コミュニティセンターのバリアフリー化工事）

令和 4 年度 西都市（移動図書館車両の整備）

〃 五ヶ瀬町（バリアフリー対応車両の整備）

令和 5 年度 申請なし

令和 6 年度 美郷町（移動図書館車両の整備）

6 県所管課

総務部 市町村課（行政担当）

電話：26-7116（内線：2163）

一般コミュニティ助成事業（コミュニティ助成事業）

（事業開始年度：昭和 53 年度）

— （一財）自治総合センター —

1 事業の目的・概要

（一財）自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

2 事業実施主体

- （1）市町村が認めるコミュニティ組織
- （2）市町村

3 対象事業等

地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業

4 助成額

100 万円から 250 万円まで（10 万円未満切り捨て）

5 県内事例

近年の事業採択実績

令和 2 年度	23 市町村	31 団体
令和 3 年度	24 市町村	48 団体
令和 4 年度	22 市町村	41 団体
令和 5 年度	24 市町村	44 団体
令和 6 年度	23 市町村	34 団体

採択例：公民館空調機の整備

野外放送設備の整備

コミュニティ活動備品の整備 など

6 県所管課

総務部 市町村課（行政担当）

電話：2 6 - 7 1 1 6（内線：2 1 6 3）

コミュニティセンター助成事業（コミュニティ助成事業）

（事業開始年度：昭和 55 年度）

— （一財）自治総合センター —

1 事業の目的・概要

（一財）自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

2 事業実施主体

- （1）市町村が認めるコミュニティ組織で、地方自治法に定める認可地縁団体
- （2）市町村

3 対象事業等

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター、自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業

4 助成額

対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額（10万円未満切り捨て）
ただし、2,000万円が上限。

5 県内事例

近年の事業採択実績

令和2年度 3市町村 3団体

令和3年度 2市町村 2団体

令和4年度 4市町村 4団体

令和5年度 1市町村 1団体

令和6年度 申請なし

6 県所管課

総務部 市町村課（行政担当）

電話：26-7116（内線：2163）

みやざきローカルフードプロジェクト強化支援事業

(事業開始年度：令和7年度)

— 農林水産省新事業・食品産業部 —

1 事業の目的・概要

新たな商品やサービスの開発など、多様な農や食の関係者が協働して新たなビジネスを創出する「みやざきLFP※」の活動を強化し、本県の農林水産業が抱える課題解決と地域経済の活性化を図ります。

※LFPはローカルフードプロジェクトの略

2 事業実施主体

農業者・食品等事業者によるプロジェクトチーム等

3 対象事業等

- (1) 新商品・サービスの開発支援
- (2) これまでLFPで開発した商品・サービスのブラッシュアップ実践支援
 - ①商品・サービスの改良・改善、販路開拓の支援
 - ②ブラッシュアップに必要な機械・施設等の整備支援

4 補助基準

公募にて事業選定を行う

5 補助率

- (1) 新商品・サービスの開発支援 定額（上限200万円）
- (2) 商品・サービスのブラッシュアップ実践支援
 - ①1/2以内（上限100万円）
 - ②1/3以内（上限300万円）

6 県内事例

令和6年度 プロジェクト数：5
参画者数：29者

7 県所管課

農政水産部 農業流通ブランド課（6次産業化推進担当）
電話：26-7847（内線：2623）



地域特産品等の商品開発支援



新サービスの開発支援

空き家再生等推進事業（旧老朽住宅除却等事業）

（事業開始年度：平成10年度）

— 国土交通省住宅局住環境整備室 —

1 事業の目的・概要

不良住宅・空き家住宅の除却及び空き家住宅・空き建築物の活用を行うことにより、住環境の整備改善や地域活性化の取り組みを支援し、地域コミュニティの維持再生を図ることを目的としたものである。

空き住宅とは、当該事業を実施する際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、その除却後の跡地又は増改築等の後の住宅が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。

空き建築物とは、当該事業を実施する際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物であって、その増改築等の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。

2 事業実施主体

市町村、特別な事情がある場合には、県

3 対象事業等及び補助率等

- ①不良住宅又は空き家住宅の除却費（補助率：1／2）
- ②不良住宅又は空き家住宅の除却を行う者に対し除却に要する経費（補助率：1／2）
- ③空き家住宅及び空き建築物の活用費（補助率：1／2）
- ④空き家住宅又は空き建築物の活用を行う者に対し改修等に要する経費
（補助率：1／3（※かつ地方公共団体が補助する額の1／2以内））
- ⑤不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用（補助率：1／2）
- ⑥空き家住宅又は空き建築物の実態把握に要する費用（補助率：1／2）

4 補助基準

<対象地域>

【不良住宅又は空き家住宅の除却を行う事業】

- ・不良住宅又は空き家住宅の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域又は立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域外

【空き家住宅又は空き建築物の活用を行う事業】

- ・産炭等地域又は過疎地域
- ・不良住宅又は空き家住宅の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画、都市再生整備計画に定められた区域又は立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域内

5 県内事例

施行者名	年度	対象戸数	事業内容
宮崎市	H28	1戸	青島地域をモデル地区とし、一定の要件を満たす空き家の除却
美郷町	H28	1戸	空き家を改修し、地域のコミュニティ施設として活用
	H29	1戸	空き建築物を改修し、宿泊体験やスポーツ合宿等施設として活用
椎葉村	H30	1戸	空き家を除却し、跡地を利用して交流施設を整備
	R 2	1戸	空き家を改修し、移住者向けのサブリースとして活用
	R 3	2戸	空き家を改修し、移住者向けのサブリースとして活用
	R 4	1戸	空き家を改修し、移住者向けのサブリースとして活用
美郷町	R 4	1戸	空き家を改修し、移住者向けのサブリースとして活用
	R 6	1戸	空き家を改修し、町営住宅として活用
五ヶ瀬町	R 4	1戸	空き家を改修し、町営住宅として活用
	R 5	1戸	空き家を改修し、町営住宅として活用
	R 6	1戸	空き家を改修し、ゲストハウスとして活用

6 県所管課

県土整備部 建築住宅課(住宅企画担当)

電話：24-2744 (内線：6524)

空き家対策総合支援事業

(事業開始年度：平成 28 年度)

— 国土交通省住宅局住環境整備室 —

1 事業の目的・概要

空き家対策総合支援事業は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づき市区町村が策定する「空家等対策計画」に沿って行う総合的な空き家対策を支援するため、社会資本整備総合交付金とは別枠の補助金として平成 28 年度に創設された。

同事業は、空き家再生等推進事業と同様の空き家の活用や除却に対する補助だけでなく、空き家の活用や除却と一体となって取り組む関連事業も補助対象となっている。また、空家等対策計画の策定や、民間事業者等との連携等の要件を満たした総合的な空き家対策であることを事業要件としており、地域のまちづくりの柱として空き家対策に取り組む市区町村の活用が望まれる。

2 事業実施主体：市町村

3 対象事業等及び補助率等

- ① 不良住宅又は空き家住宅の除却費（補助率：1／2）
- ② 不良住宅又は空き家住宅の除却を行う者に対し除却に要する経費（補助率：1／2）
- ③ 除却後の土地整備（補助率：1／2）
- ④ 除却後の土地整備を行う者に対し土地整備に要する経費（1／3）
- ⑤ 活用費（補助率：1／2）
- ⑥ 活用を行う者に対し改修等に要する経費
（補助率：1／3（※かつ地方公共団体が補助する額の1／2以内））
- ⑦ 所有者の特定に要する費用（補助率：1／2）
- ⑧ 空き家住宅又は空き家建築物の実態把握に要する費用（補助率：1／2）
- ⑨ 空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務に要する費用
（補助率：1／2）
- ⑩ 空家法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務手続きに要する経費
（補助率：1／2）

4 補助基準

<対象地域>

- ・空家等対策計画に定める地区に含まれている地域内

【除却跡地の利用】

- ・空き家住宅等を除去する場合の跡地の利用方法については、公共・公益施設用地等の地域活性化に資するような計画的な利用に供されること。
- ※不良住宅等の除却後の跡地活用についての定めはない。

【空き家住宅等の活用】

- ・空き家住宅等の活用については、地域コミュニティの維持・再生の用途に10年以上活用されること。また、活用後の用途としては、滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設に限らず移住・定住のための住宅等も可能。

5 県内事例

市町村名	年度	対象戸数	事業内容
日向市	R 6	1 戸	特定空家等の略式代執行
	R 6	4 戸	不良住宅の除却
高鍋町	R 6	1 戸	不良住宅の除却
美郷町	R 6	1 戸	不良住宅の除却

6 県所管課

県土整備部 建築住宅課(住宅企画担当)

電話：24-2744（内線：6524）